

令和元年6月26日現在

機関番号：17301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03116

研究課題名（和文）絶対王政期フランスの官僚制再考：マレショーセに見る売官制廃止の挑戦

研究課題名（英文）Rethinking the Bureaucracy in Old Regime France: tries to abolish the venality of offices in the Marechaussee

研究代表者

正本 忍（MASAMOTO, Shinobu）

長崎大学・多文化社会学部・教授

研究者番号：60238897

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、絶対王政期フランスの国王特別裁判所・騎馬警察であるマレショーセを取り上げ、当時、社会に深く根付いていた売官制（官職売買）がマレショーセにおいて1720年には部分的に、1778年には全面的に廃止された理由を検討した。1720年のマレショーセ改革による裁判役人及び騎馬警察隊員に対する売官制廃止を17世紀末から18世紀初頭にかけての売官制に関する政策全体の中に位置付け、その意義を強調した。だが、1778年のマレショーセにおける売官制全面廃止に関しては、王権の意図を史料によって十分に検証することはできなかった。研究成果は拙著『フランス絶対王政の統治構造再考』としてまとめた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

官職売買（売官制）は、絶対王政期フランスの国家と社会を理解する上での重要な鍵である。本研究では1720年には部分的に、そして1778年には全面的に売官制を廃止した「特異な」組織であるマレショーセに注目し、それがマレショーセで可能となった理由を検討した。当該研究により、絶対王政期の売官制・官僚制および統治システムに関する新たな知見、すなわち従来ほとんど注目されなかった中・下級裁判所での売官制廃止の試みを提示した。また、本研究は公務員揺籃期の包括的な官僚研究であり、現代日本における官僚制の諸問題、公務員制度改革、公共サービスの民営化等を検討する上でのヒントも提供し得るだろう。

研究成果の概要（英文）：By homing in on the marechaussee, royal special court and mounted police, I studied reasons why the Crown could abolish the venality of offices, system rooted deeply in Old Regime France. I analyzed the meaning of the partial abolishment of the venality realized by a reorganization of the marechaussee in 1720 and put stress on its importance in the royal policy against the venality. It was difficult to examine Crown's intentions to abolish the venality completely in the marechaussee in 1778. These results have been published in 2019 in my book entitled "Rethinking the system of government under the French absolute monarchy".

研究分野：フランス近世史

キーワード：マレショーセ フランス 絶対王政 官僚制 売官制 オート＝ノルマンディ アンシアン・レジーム

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

売官制および官僚制は絶対王政期フランスの理解に不可欠な制度であるだけに、これまで少なからぬ研究が為されてきた (Mousnier 1971、Doyle 1996 等)。だが、その研究史には大きな欠落がある。すなわち、中級・下級官僚に関する研究および専任の親任官に関する研究が殆どないのである。

従来の官僚制研究は第一に、売官制の成立過程とその拡大を跡づけつつ、王権が政治的・財政的な理由から売官制と官僚制を拡充させながらも肥大した両者によって縛られていた事実を明らかにした。すなわち、官僚の圧倒的多数が官職を購入し罷免されない保有官僚 (官職保有者) であったことから、一方で保有官僚が王権に対して自律性を持ち、王権に対抗していた側面を強調し、他方では国王が官職を委任する親任官僚 (直轄官僚) である地方長官の役割を重視した。第二に、これまでの研究は、保有官僚にせよ、親任官僚にせよ、王権中枢部や最高諸法院などの上級官僚の研究が中心であり、中級・下級官僚の研究が欠落していた。近年、中級官僚の研究が始まったが (Nagle 2008 ら)、中級の親任官や下級官僚の研究は殆ど皆無である。だが、17 世紀半ばの官僚のクラス別内訳は、上級 1 割、中級 4 割、下級 5 割と見積もられている。つまり、官僚制の包括的検討には、中級・下級官僚の研究が不可欠である。また、親任官の典型とされる地方長官は上級官職保有者の兼職であり、専任の親任官の研究も皆無である。専任の親任官が現在の公務員の原初形態と見なせることを考慮すれば、官僚制研究にはその検討も必要である。

以上のような研究史の欠落を埋め得るのが、フランス絶対王政期の裁判所・警察・軍隊であるマレシヨーセの成員研究である。なぜなら、この組織の成員を対象とすれば、中級・下級の官職保有者と親任官のいずれも検討できるからである。マレシヨーセの成員は、将校、裁判役人、警察隊員に大別されるが、前二者が中級、隊員が下級の官僚である。それまでは成員全員が官職保有者であったが、1720 年の改革によって、将校のみが官職保有者に留まり、裁判役人と隊員は親任官に変わった。しかも、裁判役人は、近隣の国王中級裁判所 (上座裁判所、バイイ裁判所) の裁判役人の兼任が原則とされていた。つまり、1720 年以降のマレシヨーセには三つの異なる分限の官僚 将校 (官職保有者)、裁判役人 (マレシヨーセでは親任官、本務では官職保有者)、隊員 (親任官) が共存していた。したがって、マレシヨーセの成員研究は、絶対王政期の官僚 (制) の実態を上記の 3 形態で一つの組織において同時に検討することを可能にする。

1778 年、王権はマレシヨーセに親任官制を全面的に導入し、マレシヨーセは、少なくとも全国規模の組織としては史上初めて、売官制を排除して成員採用を行う組織となった。それ故、1778 年以降のマレシヨーセの成員研究は、大規模組織の多数の中級・下級親任官に関する初めての官僚制研究になると同時に、専任の親任官に関する最初の研究でもある。

私は、絶対王政期フランスの国家と社会、特に王権の統治システムと統治される臣民側のそれへの対応に関心を持ち、留学を経て、フランス本国でも全く研究されていない 1720~50 年のオート=ノルマンディー地方のマレシヨーセを研究している。関連史料の収集とその組織 (編制、成員) の分析を進める過程で、1720 年に王権が断行したマレシヨーセの全面的改組 (マレシヨーセ改革) が単に一つの組織改革を超えた、絶対王政の統治構造全体の変革へと繋がる論点を含んでいると確信することになった。特にここ数年、マレシヨーセの成員の任用実態を集中的に分析した結果、上述の理由から、マレシヨーセにおける売官制の廃止 (親任官僚制の導入) を詳細に検討することで、売官制・官僚制に関する研究史の欠落を補充し、絶対王政の統治システム研究に新たな知見を加え得る、と考えるに至り、当該テーマを設定した。

2. 研究の目的

王権は、売官制が確立した 16 世紀以降、自らを支える一方で縛ってもいた売官制と官僚制の

問題点を認識し、これを克服しようとした。すなわち、罷免可能な親任官僚として地方長官職を創設し、官職の世襲を幾度か制限あるいは廃止した。しかし、保有官僚からの強い抵抗（フロンドの乱など）や脆弱な財政基盤のため、王権はそれを果たせなかった。それでも、王権は 1770 年代、売官制と官僚制に対して 2 度戦いを挑んでいる。1771 年の大法官モプーの改革と 1776 年の陸軍卿の国王軍改革である。保有官僚層の頂点に位置する高等法院官僚の売官制を廃止しようとした前者は最終的に失敗に帰すが、後者は国王軍における売官制の廃止に成功した。

さて、これら二つの「挑戦」に先立つこと半世紀、王権は一つの組織を全面的に改組し、その成員の大部分の売官制を廃止することに成功した。これこそ 1720 年のマレシオーセ改革である。王権は 1778 年、この組織から売官制を全面的に排除するに至っている。また、先述のように、マレシオーセの裁判役人は原則的に、近隣の国王中級裁判所の裁判役人の兼任であった。しかも、両裁判所の刑事裁判管轄はほとんど重複していた。それにもかかわらず、王権は、1720 年の改革で旧マレシオーセを解体した上で新マレシオーセを創設し直し、フランス革命に至るまでこの組織を独立して存続させた。つまり、王権は、官職保有者の牙城である国王裁判所機構の中に、マレシオーセという親任官を抱える組織を敢えて存続させた訳である。以上を考え合わせれば、マレシオーセにおける売官制の廃止（親任官僚制の導入）は、王権による売官制・官僚制に対する一連の政策の中で上述の二つの「挑戦」とは別の角度から位置付けられ、評価されるべきである。

上に示した私の研究履歴、フランス絶対王政の売官制・官僚制の研究史、それらに基づいた私の新たな問題意識を踏まえると、本研究では以下の二つの課題が設定された。

課題 1：1720 年と 1778 年にマレシオーセで売官制廃止（親任官僚制の導入）が実施された理由を解明し、その政策を王権が 16～18 世紀に採った売官制に対する政策全体の中に位置付ける。

課題 2：ほかの組織、とりわけ裁判管轄・成員の面でマレシオーセと関係の深かった国王中級裁判所との比較によって、マレシオーセで売官制が廃止された理由を解明する。

これら二つの課題の解明によって、中級・下級の親任官の存在意義、国王裁判所機構および統治システムにおけるマレシオーセの存在意義を明らかにすること、絶対王政期の売官制・官僚制、および統治システムに関して新たな知見を提示することが本研究の目的であった。

3．研究の方法

本研究の計画と方法は、以下のように 3 年間で構想された。

まず、予備的な文献調査（(1)、(2)）を行い、その後の研究の枠組を確定する。次に、フランスにおける各年の史料収集（(3)、(8)、(10)）とその読解を進めつつ、史料に基づく実証研究（(4)、(5)、(6)、(7)、(9)、(11)）へと進む。

以上の作業を通じて、第一に、マレシオーセに親任官制を導入した二つの改革（1720 年、1778 年）を 16～18 世紀の売官制に対する政策の変遷（(1)、(4)で把握）の中に位置付ける（(5)、(6)、(7)）。第二に、近年の中級官僚研究の成果（(2)で把握）を踏まえながら、中級・下級官僚の組織であるマレシオーセに親任官制が導入された理由を、特にマレシオーセと上座裁判所・バイイ裁判所との関係の観点から検討する（(9)）。最終的に、マレシオーセの成員のような中級・下級の親任官の存在意義、国王裁判所機構におけるマレシオーセの存在意義の検討に基づいて、絶対王政期の売官制・官僚制、さらに統治システムに関して新たな知見を提示することを目指す（(11)）。

本研究は、フランスの四つの古文書館、すなわちルアンのセーヌ＝マリティーム県古文書館

(ADSM)、ヴァンセンヌの国防省歴史課古文書館(SHD)、パリの国立古文書館(AN)、クレルモン＝フェランのピュイ＝ドゥ＝ドーム県古文書館(ADPD)に所蔵される手稿史料に基づいて行われる。渡仏史料調査は、上記4古文書館の開館状況等を考慮し、毎年8月後半から9月後半までの1ヶ月前後を予定していた。

各年度の具体的な研究計画は以下の通りであった。

【平成28年度】 課題1に関する予備調査(文献調査、史料収集)を行う。

- (1)王権が16～18世紀に採った売官制に関する政策の変遷を分析する。Mousnier(1971)、Doyle(1996)、Smith(1996)、Nagle(2008)等の文献によって分析する。
- (2)中級官僚に関する研究史を整理する。中級官僚に関するNagle(1990)、Cassan(1998)などの研究を整理する。また、この過程では、典型的な中級官僚である国王の中・下級裁判所の裁判役人についても研究史の整理を行う。
- (3)フランスの4古文書館において、課題1に関する史料収集を行う。1778年の王令の実施状態を確認するために、1779年のマレシヨールセの成員名簿(SHD, Yb 723-784)の必要箇所をデジタル画像で持ち帰る。また、これまでほとんど収集していなかった1750～1791年のマレシヨールセ関連文書を中心に、AN、ADSM、ADPDで必要な史料を補充する。

【平成29年度】 課題1の検討、課題2に関する予備調査(主として史料収集)を行う。

- (4)旧マレシヨールセ関連の王令を分析し、旧マレシヨールセにおける売官制の変遷を把握する。Saugrain(1697)のマレシヨールセ関連王令集から売官制に関する記述を網羅的に抽出し、旧マレシヨールセ(1720年以前のマレシヨールセ)における売官制の変遷を王令レベルで把握する。
- (5)1720年のマレシヨールセ改革による売官制の部分的廃止(親任官制の部分的導入)の意義を、1661～1720年の売官制政策の中で評価する。上記(1)、(4)の作業を踏まえ、ルイ14世親政期以降の売官制に関連する政策、特に1665～66年の司法改革・ポリス改革、1720年のジョン・ローの財政改革に注目しつつ、1720年にマレシヨールセで売官制が部分的に廃止された(親任官制が部分的に導入された)ことの意義を検討する。
- (6)1778年の王令を分析し、当該王令と18世紀後半における売官制廃止の二つの試み(モプールの改革、国王軍における売官制の廃止)との関連を検討する。マレシヨールセにおいて売官制を全面的に廃止した(親任官制を全面的に導入した)1778年4月28日の王令を分析する。これに先行する三つの王令(1760年4月、1768年2月、1769年12月)も合わせて分析する。これらの分析を踏まえ、高等法院官僚の売官制を廃止した大法官(法務大臣)モプールの改革(1771年)、陸軍卿(陸軍大臣)の主導による国王軍の売官制の廃止(1776年)と、1778年の王令制定との間の関連性について検討する。
- (7)1778年の王令公布後のマレシヨールセ将校の採用実態を調査・分析する。上記(3)で収集した史料を基に、1778年の王令がどのように実施されていたかを検証する。

- (8)上記の4古文書館で課題2の中心的な分析視角(裁判役人の兼職)に関する史料を収集する。裁判役人の兼職について調査するために、特にマレシヨールセの成員名簿(SHD, Yb 858-859)の必要箇所をデジタル画像で持ち帰る。また、(3)の作業で漏れた史料を補充・収集する。

【平成30年度】 課題2の検討、全体の総括を行う。また、本研究の成果の応用を検討する。

- (9)マレシヨールセの成員名簿の分析によって、マレシヨールセの裁判役人とバイイ・上座裁判所の裁判役人との兼任の実態について検証する。SHD所蔵の成員名簿、AN所蔵のマレシヨールセの成員採用関係の文書(AN, Z1c 329-413, etc)、ADSM所蔵のマレシヨールセ裁判文書(ADSM, 202BP, 203BP, 7BP, etc)を主として参照し、マレシヨールセの裁判役人の兼職の実態を明らかにする。

(10)上記の4古文書館で課題1、2に関する史料を補充・収集する。

(8)(および(3))で漏れた史料、(4)、(5)、(7)、(9)の過程で新たに参照の必要が判明した史料を上記の4古文書館で補充・収集する。

(11)マレシオーセにおいて売官制の廃止(親任官制の導入)が実施された理由を明らかにする。マレシオーセで売官制が廃止された理由を、王権がマレシオーセを独立して存続させた理由と絡めながら検討し、国王裁判所機構におけるマレシオーセの存在意義を明らかにする。また、絶対王政期の売官制・官僚制、国王裁判機構、統治システムに関して新たな知見を提示する。さらに、本研究の成果を現代日本の官僚制の問題解決に応用する可能性を検討する。

4. 研究成果

平成28年度は、本研究で掲げた二つの課題のうち第1の課題「1720年と1778年にマレシオーセで売官制廃止(親任官僚制導入)が実施された理由を解明し、その政策を王権が16~18世紀に採った売官制に対する政策全体の中に位置付ける」に関して、予備調査(文献調査、史料収集)を行う予定になっていた。具体的には、(1)王権が16~18世紀に採った売官制に関する政策の変遷を分析すること、(2)中級官僚に関する研究史を整理すること、(3)フランスの4古文書館において、上記課題に関する史料収集を行うことであった。

まず、(3)については、日程的に行くのが難しかった1古文書館を除く3古文書館において史料収集を行った。ただし、特にパリの国立古文書館での史料収集は途中で時間切れとなり、平成29年度に持ち越された。(2)については、中級官僚に関するNagle(1990)、Cassan(1998)などの文献を読み進めたが、学会報告や研究ノートとして公表するには至らなかった。

(1)については、今まで先行研究でのみ参照していた、1720年のマレシオーセ改革に関する基本的な史料のオリジナルを参照し、以下の二つの論考、「オーヴェルニュ地方のマレシオーセ改革 騎馬警察網の展開を中心に」と「オーヴェルニュ地方における新マレシオーセ創設時(1720年)の隊員採用」にまとめた。

平成29年度は、上記第1課題を、(4)16・17世紀のマレシオーセ関連の王令を分析し、旧マレシオーセにおける売官制の変遷を把握する、(5)1720年のマレシオーセ改革による売官制の部分的廃止の意義を、1661~1720年の売官制政策の中で評価する、(6)マレシオーセにおいて売官制を全面的に廃止した1778年の王令を分析し、当該王令と18世紀後半における売官制廃止の二つの試み(モプーの改革、軍における売官制の廃止)との関連を検討する、(7)1778年の王令公布後のマレシオーセ将校の採用実態を調査・分析する計画であった。

まず、(4)、(5)については、マレシオーセにおける官職売買のあり方を王令集及び先行研究によって確認し、ルイ14世親政期以降の売官制に関連する政策、特に1665~66年の司法改革・ポリス改革、1720年のジョン・ローの財政改革に注目しつつ、1720年にマレシオーセで売官制が部分的に廃止された意義を再検討した。その成果は、平成31年2月刊行の拙著で示されることになった。また、(5)の研究の一環として、売官制に関する概説書W. Doyle, *La vénalité* (Paris, 2000)を全訳した。平成31年度中に細部を見直し、近年中に出版できればと考えている。

次に、(6)については、マレシオーセにおいて売官制を廃止する王権の政策を、1760年、1768年、1769年、1778年の4王令の分析によって跡付け、これらの政策とアンシアン・レジーム末期20年間の王政改革との関連性について検討した。このうち1760年の王令に関しては、史料紹介として投稿を予定していた雑誌が刊行中止になったため、翌平成30年度にその前半部分を別の雑誌で公表した。さらに、(7)については、1778年王令の実施の実態を検証するために平成28年度及び29年度に現地の古文書館で収集した1778年の前後の史料をほぼ読み終え、分析中で

ある。

平成 30 年度（最終年度）の主な課題は、マレシオーセと国王中級裁判所（特に上座裁判所）との比較によって、マレシオーセで売官制が廃止された理由を解明することであった。具体的には、(9)マレシオーセの成員名簿の分析によって、マレシオーセの裁判役人とバイイ裁判所・上座裁判所の裁判役人との兼任の実態について検証する、(11)マレシオーセにおいて 18 世紀後半に売官制が完全に廃止された理由を検討することであった（(10)は現地における史料の補充作業）。このうち、(9)に関しては実施できたが、(11)についてはマレシオーセの将校に対する売官制廃止に至る 1760 年、1769 年、1778 年の王令の条文を比較・検討した上で、各王令公布前後の成員採用関連の史料を読み進めたが、理由の解明に繋がる史料を見出すには至らなかった。

そのため、研究期間全体としては、1778 年にマレシオーセにおいて売官制が完全に廃止された理由を史料に基づいて解明することはできなかったものの、1720 年のマレシオーセ改革時における裁判役人および騎馬警察隊員に対する売官制廃止に関してはその意義を強調し、17 世紀末から 18 世紀初頭にかけての売官制に関する政策全体の中に位置付けることができた。以上の研究成果については、拙著『フランス絶対王政の統治構造再考 マレシオーセに見る治安、裁判、官僚制』（刀水書房、2019 年 2 月刊）としてまとめた。

国王中級裁判所との比較によって、マレシオーセで売官制が廃止された理由を解明するというもう一つの課題に関しては、両裁判所間の裁判管轄と成員の重複の面からだけではその理由、さらに絶対王政期の国王裁判所体系の中でのマレシオーセの位置づけおよびその存在意義を解明するのは難しいことがわかった。この課題に取り組むためにはマレシオーセの裁判所・警察としての機能の解明が不可欠であり、現在、この研究を開始している。

5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

正本忍「史料紹介 フランス王国のマレシオーセの規律、指揮命令系統および職務に関する王令（1760 年 4 月 19 日）(1)」(『多文化社会研究』第 5 号、2019 年、219～237 頁)。査読なし。

正本忍「オーヴェルニュ地方のマレシオーセ改革 騎馬警察網の展開を中心に」(『七隈史学』第 19 号、2017 年、99～109 頁)。査読あり。

正本忍「オーヴェルニュ地方における新マレシオーセ創設時（1720 年）の隊員採用」(『多文化社会研究』第 3 号、2017 年、179～194 頁)。査読なし。

〔図書〕(計 1 件)

正本忍『フランス絶対王政の統治構造再考 マレシオーセに見る治安、裁判、官僚制』刀水書房、2019 年。

6．研究組織

なし。

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。